

兵庫県公報

平成30年7月10日 火曜日 第3018号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
○ 同 上（同）	2
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	3
○ 入札公告（職員課）	3
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
企業庁公告	
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	7
○ 同 上（北播磨・臨海建設事務所）	14
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施	21
市町村職員共済組合公告	
○ 平成29年度決算の要旨	24
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成30年度行政書士試験の実施	24

告 示

兵庫県告示第653号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成30年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市生野町口銀谷字八王子71、71の1、77
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第654号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
小野市浄谷町字大道ノ上1819番8、字南池ノ内2097番1の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月10日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	三木市別所町高木字中島123番1から 同 市別所町高木字中島170番3まで	旧	18.0から 33.0まで	140.0	一部 予定地
		新	18.0から 33.0まで	140.0	

~~~~~

**兵庫県告示第656号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                  | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 第H29但馬位置<br>0009号 | 30. 6. 26        | 朝来市和田山町宮田字町田918番2の一部 | 6.00          | 59.235        |

~~~~~

兵庫県告示第657号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0015号	30. 6. 26	宍粟市山崎町下広瀬字西垣内53番の一部、53番地先里道、53番地先水路、 同 市山崎町下広瀬字西田106番1の一部、 106番8、108番地先里道、108番地先水路	6.00	19.38

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 7月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
149,761,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 7月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
健康管理システム開発業務
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約日から平成31年 3月25日 (月) まで
 - (4) 応募方法
単独企業又は企業グループによるものとする。
 - (5) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第2号館10階
兵庫県企画県民部管理局職員課 福利厚生・共済班
電話 (078) 341-7711 内線2660
FAX (078) 362-3945
電子メールアドレス syokuinka@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年7月10日（火）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年7月24日（火）午前11時 職員会館 会議室203

- (4) 入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年7月23日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、平成30年7月23日（月）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年7月30日

- (月) までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス東加古川店
所在地 加古川市別府町別府字松の上619番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年2月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,222平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

- 40台
- (2) 駐輪場の収容台数
17台
- (3) 荷さばき施設の面積
28平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年6月18日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年7月10日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年11月12日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町島田字豆尻719番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市打越50番地1
株式会社日新 代表取締役 山口健太
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年2月8日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-37号（29たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保町揖保上字新田435番、436番3、436番6、439番4の一部、440番、442番1、442番2、435番地先水路、439番4地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保町揖保上439番地の4
播州鋼材株式会社 代表取締役 福 崎 勝 之
たつの市揖保町揖保中154
柴 原 正 行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年5月17日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－2－3号（61たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市若草町67番2、67番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目1番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤 鹿 保 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年1月5日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－35号（29赤穂）

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年7月10日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安 見 文 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
三田西宮連絡管 送水管布設工事（山口工区）（以下「本件工事」という。）
 - (2) 工事場所
神戸市北区道場町平田から西宮市山口町下山口まで
 - (3) 工事概要
工種 一般土木工事
工法 シールド工（路線延長 3,463メートル セグメント内径 1,000ミリメートル）
シールド内ダクタイル鉄管布設工（施工延長 3,445メートル 呼径 600ミリメートル以上）
立坑 4箇所
立坑内配管 1式
 - (4) 工期
平成34年3月25日（金）限り
 - (5) 電子入札の実施
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処

理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、工事目的物の品質について、入札時に技術提案を受け付ける入札時VE方式の適用工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(7) 落札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格取得者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（平成30年10月上旬予定）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成15年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、同一工事において、次の内容を全て含む工事

a シールド工

b シールドトンネル内配管工（ダグマイル鉄管）

c 中込め充填工（シールドトンネルと配管の空隙をエアモルタル等で充填する作業）

(4) その他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者

株式会社アスコ大東

(4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は、4者（「代表構成員」1者、「その他の構成員」3者から構成）とし、そ

れぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札申し込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成30年9月12日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事現場に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(i) 平成15年度以降に、上記(1)カ(7)において代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者又は最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、VE提案に係る技術・社会貢献点評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成30年7月10日（火）から同年9月18日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所総務課

電話（072）799-2071

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

平成30年7月10日（火）から同年8月9日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

平成30年7月10日（火）から同年9月18日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj/>）（以下「入札情報サービス」という。）

→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書、入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成30年7月10日（火）から同年8月9日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、（特別共同企業体の代表構成員の）兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成30年9月19日（水）及び同月20日（木）

毎日午前9時から午後5時まで（同月20日（木）は正午まで）

(2) 開札日時

平成30年9月21日（金）午前11時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成30年9月20日（木）正午までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成30年9月20日（木）正午までに上記4（2）の場所に持参又は郵送により提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

キ 別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標等

評価項目及び評価指標等については、次のとおりとする。

評価項目は、社会的要請に関する事項とし、シールド掘削による沈下対策、近接する埋設物・構造物対策及び立坑周辺への環境配慮を評価指標とする。

ア シールド掘削による沈下対策については、地表の沈下（変位）を抑制する施工方法及びその管理方法並びに異常（沈下）発生時の対応及び対策方法を審査項目とする。

イ 近接する埋設物・構造物対策については、試掘で確認できない埋設物の位置確認方法、ライフライン近接箇所周辺を掘進機が通過する際に発生する地表面等の異常（変位）を早期に確認する方法及び中国自動車道高架橋橋脚近接施工時の橋脚の異常（変位）を早期に確認する方法を審査項目とする。

ウ 立坑周辺への環境配慮については、シールド掘進時又は二次覆工施工時の立坑周辺の騒音抑制対策及び立坑岩盤掘削時の振動抑制対策を審査項目とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大12点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E提案書作成要領の添付資料「(別表－1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)までの要件に該当する入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 入札者の評価項目に関する提案が、最低限の要求要件を満たしていること。

(イ) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

※基準評価値：予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点（標準点）を予定価格で除した数値。

イ 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。

(注) 評価項目、配点、評価基準等に関する詳細は、別添のV E提案書作成要領による。

9 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。

また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第6号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらなないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

(1) 年割支払 有

(2) 前金払 有

- (3) 中間前金払 有
 - (4) 部分払 有
 - (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有
- 12 下請負人の健康保険等加入義務等
- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
 - 次のいずれにも該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人
 - 次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを契約担当者に提出すること。
 - ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
 - (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
 - ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
 - イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90%、共通仮設費については70%、現場管理費については90%、一般管理費については55%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。
 - ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成30年9月21日（金）午後5時まで

に連絡するものとし、資料の提出は同年10月1日（月）午後5時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件(3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページ入札情報サービス(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj/>)にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction of pipeline for water supply

(2) Outline of the construction

a) Shield tunnel work: 3,463m in length,1.0m in internal diameter of the segment

b) Ductile cast iron piping work: 3,445m in length,0.6m or more in diameter of pipe

c) No.of shafts: 4

d) Piping work in shafts: lunit

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 9, 2018

(4) Deadline for tenders:

12:00 September 20, 2018

(5) Person to contact concerning the notice: Inagawa Waterworks Office,Hyogo Public Enterprise

Agency, 6-3 Gake,Tadain,Kawanishi,Hyogo 666-0126

Tel (072)799-2071



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 7月10日

契約担当者

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所長 足立 寿 伸

1 入札に付する事項

(1) 工事名

ひょうご小野産業団地造成工事(以下「本件工事」という。)

(2) 工事場所

小野市山田町他

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

規模 敷地造成工(掘削) 1,197千m³

敷地造成工(盛土) 1,082千m³

調整池工 3箇所

防災工(ふとん籠堤工) 4,220m

アンカー補強土壁工(3箇所) 331m²

大型ブロック積擁壁工（1箇所） 492㎡

(4) 工期（又は施工期間）

平成33年（2021年）3月25日（木）限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、工事的物の品質、工期短縮等について、入札時に技術提案を受け付ける入札時V E方式の適用工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の適用工事である。

(7) 落札方式

本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（平成30年10月上旬）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成15年度以降に、次に掲げる工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、次の内容を含む工事

掘削若しくは切土量が100,000㎡又は盛土若しくは埋戻量が100,000㎡以上の陸上における土工事

(4) その他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者

大日本コンサルタント株式会社

(4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超

える出資をしている者

(7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は、4者（「代表構成員」1者、「その他の構成員」3者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成30年9月12日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(4) 平成15年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者又は最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、VE提案に係る技術・社会貢献評

価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成30年7月10日(火)から同年9月18日(火)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問合せ先)

〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所総務課

電話番号 (0794)82-8265

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

平成30年7月10日(火)から同年8月9日(木)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成30年7月10日(火)から同年9月18日(火)まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj/>) (以下「入札情報サービス」という。) →「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書、入札参加資格確認資料及びVE提案書(以下2つをあわせて「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成30年7月10日(火)から同年8月9日(木)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、(特別共同企業体の代表構成員の)兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成30年9月19日(水)及び同月20日(木)

毎日午前9時から午後5時まで(同月20日(木)は正午まで)

(2) 開札日時

平成30年9月21日(金) 午前10時30分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成30年9月20日（木）正午までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金
要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を平成30年9月20日（木）正午までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、造成盛土の品質確保を評価指標とする。

イ 社会的要請に関する事項については、造成工事の期間短縮、周辺への環境配慮対策（濁水・交通）を評価指標とする。

ウ その他に関する事項については、地域企業の活用を評価項目とし、技術力向上などの地元貢献を評価

指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点+加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大16点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E提案書作成要領の添付資料「(別表-1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)までの要件に該当する入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 入札者の評価項目に関する提案が、最低限の要求要件を満たしていること。

(イ) 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

※基準評価値：予定価格の算定の前提となる状態で付与される得点（標準点）を予定価格で除した数値。

イ 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。

(注) 評価項目、配点、評価基準等に関する詳細は、別添のV E提案書作成要領による。

9 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。

また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第6号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
 - 次のいずれにも該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人
 - 次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを契約担当者に提出すること。
 - ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
 - イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
 - ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
 - イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90%、共通仮設費については70%、現場管理費については90%、一般管理費については55%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入

札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成30年9月21日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同年10月1日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得（登録）していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時まで取得（登録）することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)と同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj/>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Land formation work for industrial complex

(2) Outline of the construction

Volume of cutting: 1.197 million m³

Volume of filing: 1.082 million m³

Number of regulating reservoirs: 3

Length of gabion dam: 4,220m

Area of multi-anchor reinforced soil wall: 331 m²

Area of large concrete block retaining wall: 492 m²

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 9, 2018

(4) Deadline for tenders:

12:00 September 20, 2018

(5) Person to contact concerning the notice:

Hanshin-Awaji Coastal Area & Kita-Harima Development Office, Hyogo Public Enterprise Agency, 70 Teranomae, Shukuhara, Miki, Hyogo 673-0423

Tel (0794)82-8265

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成30年 7月10日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格

(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 農学職 (5) 林学職 (6) 総合土木職 (7) 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	10名程度 5名程度 7名程度 2名程度 2名程度 2名程度 5名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で18歳から21歳までの者） なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者（高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。）に限り、昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で18歳から30歳までの者）とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える者 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある者 (4) 外国における大学等を卒業した者（平成31年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成31年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）
---	---	---

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者
 (一般事務職、警察事務職、教育事務職及び総合土木職に限る。)
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。)
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	平成30年9月23日（日）	神戸会場：兵庫県立大学神戸商科キャンパス 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	平成30年10月22日（月）から同月26日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

- (1) 筆記試験
 (事務系職種)
 - ア 教養試験
 高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。
 - イ 論文試験
 一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。
 - ウ 作文試験

受験者のこれまでの経験等に関する課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(技術系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

個別面接①及び個別面接②により試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

平成30年10月12日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、筆記試験合格者に通知する。

(2) 面接試験

平成30年11月7日(水)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封のうえ、「行政B請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000032.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成30年9月12日(水)頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成30年9月12日(水)頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成30年8月2日(木)午前9時から同月28日(火)午後5時まで(受信有効)

イ 郵送による場合

平成30年8月2日(木)から同月28日(火)まで(消印有効)

ウ 持参による場合

平成30年8月2日(木)から同月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

6 その他

最終合格者は、区分・試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成32年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

市町村職員共済組合公告

平成29年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年 7月10日

兵庫県市町村職員共済組合
 理事長 山 中 健

1 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
収入											
負担金	13,142,516	34,634,655	1,802,664	204,438		421,561	441,411				
掛金（組合員保険料）	13,259,579	21,414,980	1,802,646				430,382				
施設収入及び商品売上								208,666	135,274		
利息及び配当金					137,895	590	2,199	380	300	1,253,942	561
その他収入	1,662,040					198,694	572	1,863	2,051	43,916	91,152
他経理からの繰入金						3,834		44,799	14,169		
前年度支払準備金	1,761,385										
計	29,825,520	56,049,635	3,605,310	204,438	137,895	624,679	874,564	255,708	151,794	1,297,858	91,713
支出											
給付金	11,588,632										
役職員給与						192,154	15,410			22,150	14,035
旅費及び事務費						29,602	6,287	1,366	854	1,576	1,335
商品仕入								7,745	239		
飲食材料費								41,405	14,582		
委託費						35,987	2,243	93,946	73,861		
支払利息					137,895					1,073,848	30,404
連合会払込金	323,644										4,426
前期高齢者納付金	7,402,529										
後期高齢者支援金	5,014,804										
病床転換支援金	25										
老人保健拠出金	66										
退職者給付拠出金	286,417										
他経理への繰入金	3,834						58,968				
その他支出	3,269,512	56,049,635	3,605,310	204,438		346,391	816,566	128,433	55,661	8,785	6,246
次年度支払準備金	1,741,765										
計	29,631,228	56,049,635	3,605,310	204,438	137,895	604,134	899,474	272,895	145,197	1,106,359	56,446
差引当期利益又は当期損失(△)	194,292	0	0	0	0	20,545	△ 24,910	△ 17,187	6,597	191,499	35,267

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
資産											
流動資産	3,748,715	3,333,748	228,893	1,753	138,398	1,777,524	3,283,193	1,066,367	515,487	9,021,141	553,932
固定資産					8,036,605	5,103	115,099	1,178,671	1,165,512	126,841,669	3,620,755
繰延資産											
資産合計	3,748,715	3,333,748	228,893	1,753	8,175,003	1,782,627	3,398,292	2,245,038	1,680,999	135,862,810	4,174,687
負債											
流動負債	123,381	3,333,748	228,893	1,753	8,175,003	16,533	76,846	28,520	16,855	122,760,496	89
固定負債	1,741,766					236,010	32,516			46,682	1,263,476
負債合計	1,865,147	3,333,748	228,893	1,753	8,175,003	252,543	109,362	28,520	16,855	122,807,178	1,263,565
資本											
資本剰余金							122,268	2,134,506	1,449,366		
積立金											
利益剰余金	1,883,568					1,530,084	3,166,662	82,012	214,778	13,055,632	2,911,122
資本合計	1,883,568	0	0	0	0	1,530,084	3,288,930	2,216,518	1,664,144	13,055,632	2,911,122
負債・資本合計	3,748,715	3,333,748	228,893	1,753	8,175,003	1,782,627	3,398,292	2,245,038	1,680,999	135,862,810	4,174,687

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成30年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成30年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成30年 7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

- (1) 試験日 平成30年11月11日（日）
- (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸国際大学六甲アイランドキャンパス	神戸市東灘区向洋町中9-1-6
	神戸学院大学ポートアイランドキャンパス	神戸市中央区港島1-1-3

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成30年8月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書一式

エ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）

一旦納付された受験手数料は、原則として返還しない。

オ 試験案内並びに受験願書の配布場所、配布期間及び配布方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター （東京都千代田区一番町25番地 電話 (03) 3263-7700	ア 郵送配布 平成30年7月30日（月）から同年8月24日（金）まで 140円分の切手を貼った、宛先（郵便番号・住所・氏名）明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ用紙が

	<p>折らずに入る大きさ)を同封の上、以下まで郵便で請求すること(平成30年8月24日(金)必着)。 ○受験願書及び試験案内の請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 イ 窓口配布 平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)</p>
<p>兵庫県庁(1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課)、各県民局・県民センター、兵庫県民総合相談センター (兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話(078)362-3098)</p>	<p>平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日もセンター前のラックから取得できる。) (兵庫県民総合相談センター 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー6階)</p>
<p>兵庫県行政書士会 (神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 電話(078)371-6361)</p>	<p>平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)</p>

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(8) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス及びD i n e r s

(9) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(10) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(11) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

(7) 平成30年7月30日(月)午前9時から同年8月28日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成30年8月28日(火)午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

(8) 最終日(平成30年8月28日(火))は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号(03)3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みに先立って上記問合せ先まで必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を掲載する。